

平成七年建設省令第二十八号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第五条第一項、第二項第五号及び第三項第四号並びに第六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあつては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

（令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合）

第三条 令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不相当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあつては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあつては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。）が規則で定める場合とする。

（令第四条第一号の国土交通省令で定める距離）
第四条 令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下有的时候きは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

（令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離）
第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告）

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

一 一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）又は木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。）を修了した者（建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあつては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。）

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

2 前項の耐震診断は、技術指針事項（法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。）に適合したものでなければならぬ。

3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書によるものとする。

4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（耐震診断資格者講習の登録の申請）

第六条 前条第一項第一号の登録は、登録資格者講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第八条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録資格者講習の受講資格を記載した書類、講習の種類ごとの科目の実施に関する計画その他の講習事務の実施の方法に関する計画（第八条第一項第四号において「実施計画」という。）を記載した書類

五 講習事務以外の業務を行うおとるときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 前条第一項第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格事項）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第五条第一項第一号の登録を受けることができない。

一 法又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六条第一項に規定する建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第十七条の規定により第五条第一項第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第八条 国土交通大臣は、第六条第一項の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士であることを受講資格とすること。

二 第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類のことについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる科目について講習が行われること。

三 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 建築物の構造に関する分野その他の講習事務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

四 実施計画が第十条の規定に違反しないこと。

五 耐震診断を業として行っている者（以下この号において「耐震診断業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、耐震診断業者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める耐震診断業者の役員又は職員（過去二年間に当該耐震診断業者の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が耐震診断業者の役員又は職員であること。

2 第五条第一項第一号の登録は、耐震診断資格者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 講習事務を開始する年月日

3 国土交通大臣は、耐震診断資格者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録の更新）

第九条 第五条第一項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第十条 講習実施機関は、公正に、かつ、第八条第一項一号から第三号までに掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 登録資格者講習を毎年一回以上行うこと。

二 登録資格者講習は、講義により行うこと。

三 講義は、次の表の上欄に掲げる講習の種類の全てについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる科目について行い、かつ、各科目ごとに同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習の種類	
木造耐震診断資格者講習	科目 建築物の耐震診断総論 時間 一時間
鉄骨造耐震診断資格者講習	木造の建築物の耐震診断の方法 二時間三〇分
	例題演習 一時間
	建築物の耐震診断総論 三時間
	鉄骨造の建築物の耐震診断の方法 二時間
	例題演習 一時間
鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習	建築物の耐震診断総論 三時間
	鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法 二時間
	例題演習 一時間
鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習	建築物の耐震診断総論 三時間
	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法 二時間
	例題演習 一時間

四 講義は、前号の表の中欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に回答すること。

六 登録資格者講習を実施する日時、場所その他の登録資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

七 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第三号の表の中欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

九 登録資格者講習の課程を修了した者に対し、別記第二号様式による修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第十一条 講習実施機関は、第八条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、第十七条の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があった事項を耐震診断資格者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

（講習事務規程）

第十二条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所及び登録資格者講習の実施場所に関する事項

三 登録資格者講習の受講の申込みに関する事項

四 登録資格者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 登録資格者講習の日程、公示方法その他の登録資格者講習の実施の方法に関する事項

六 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

七 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

八 講習事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正受講者の処分に関する事項

十 第十八条第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十一 その他講習事務に関し必要な事項

（講習事務の休廃止）

第十三条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録資格者講習の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十四条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第十五条 国土交通大臣は、講習実施機関が第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第十条の規定に違反しているとき、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十一条から第十三条まで、第十四条第一項又は次条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十四条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第五条第一項第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第十八条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 登録資格者講習の実施年月日

二 登録資格者講習の実施場所

三 講義を行った講師の氏名並びに当該講師が講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録資格者講習の受講申込書及び添付書類

二 講義に用いた教材

三 修了証明書の写し

（報告の徴収）

第十九条 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第二十条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第五条第一項第一号の登録をしたとき。
- 二 第十一条第一項の規定による届出があったとき。
- 三 第十三条の規定による届出があったとき。
- 四 第十七条の規定により第五条第一項第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(法第八条第二項の規定による公表の方法)

第二十一条 法第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 法第八条第一項の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(法第九条の規定による公表の方法)

第二十二条 法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覽できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要

- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第二十三条 法第十条第一項の規定により都道府県が負担する費用の額は、法第七条第二号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は市町村の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

2 法第十条第二項の規定により市町村が負担する費用の額は、法第七条第三号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

(身分証明書の様式)

第二十四条 法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第三号様式によるものとする。

(令第六条第三項の規定による階数及び床面積の合計)

第二十五条 令第六条第三項の規定による同条第二項各号に定める階数は、同項各号のうち当該建築物が該当する二以上の号に定める階数のうち最小のものとし、同条第三項の規定による同条第二項各号に定める床面積の合計は、当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(令第八条第三項の規定による床面積の合計)

第二十六条 令第八条第三項の規定による同条第二項第一号から第三号までに定める床面積の合計は、これらの号のうち当該建築物が該当する二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(身分証明書の様式)

第二十七条 法第十五条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第四号様式によるものとする。

(計画の認定の申請)

第二十八条 法第五条第三項第一号の耐震関係規定（第三十三条第一項において「耐震関係規定」という。）に適合するものとして法第十七条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書を添えて、これを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項
（い）付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	
各階平面図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積	壁及び筋かいの位置及び種類

		通し柱及び開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十七条の四の二第三号に規定する措置 縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
(ろ)	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 構造詳細図	
	構造計算書	一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 二 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第三項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 四 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第一条の三第三項の表三の（四）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項
2		法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第五号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書及び当該計画が法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該計画が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
建築物等		明示すべき事項
木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造の構造部分		各階の張り間方向及びけた行方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組の水平力に対する耐力及び靱性並びに配置並びに地震力、建築物の形状及び地盤の種類を考慮して行つた各階の当該方向の耐震性能の水準に係る構造計算
木造の構造部分を有しない建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物		各階の保有水平耐力及び各階の靱性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行つた各階の耐震性能の水準に係る構造と木造以外の構造とを併用する建築物計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階を支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行つた各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算
3		法第十七条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第七号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下第五項及び第六項において同じ。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を含めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
4		法第十七条第三項第四号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第八号様式による正本及び副本に、それぞれ、次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
図書の種類		明示すべき事項
各階平面図		工事の計画に係る柱、壁又ははり及び第三十一条第二項に掲げる装置の位置
構造詳細図		工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造及び材料の種別
構造計算書		応力算定及び断面算定
5		法第十七条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第九号様式による正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
6		法第十七条第三項第六号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第十号様式による正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

7 法第十七条第十項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるものとして法第十七条第三項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の申請書の正本及び副本に、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書又は同法第十八条第二項の規定による通知に要する通知書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

8 前七項に規定する図書は併せて作成することができる。

9 高さが六十メートルを超える建築物に係る法第十七条第三項の計画の認定の申請書にあつては、第一項の表の(ろ)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第二十条第一項第一号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。

10 第三項の認定の申請書にあつては、建築基準法第二十条第一項第一号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(は)項及び同項の表三の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

11 所管行政庁は、前十項の規定にかかわらず、規則で、前十項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

(計画の記載事項)
第二十九条 法第十七条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、建築物の建築面積及び耐震改修の事業の実施時期とする。

(認定通知書の様式)

第三十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十一号様式による通知書に第二十八条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(法第十七条第三項第四号の国土交通省令で定める防火上の基準)

第三十一条 法第十七条第三項第四号ロ(1)の国土交通省令で定める防火上の基準は、次のとおりとする。

一 工事の計画に係る柱、壁又ははりが建築基準法施行令第五条に規定する準不燃材料で造られ、又は覆われていること。

二 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

イ 建築基準法施行令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって構造耐力上主要な部分(工事により新たに設けられる柱及び耐力壁を除く。)に長期に生ずる力を計算すること。

ロ イの構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を建築基準法施行令第八十二条第二号の表の長期に生ずる力の項に掲げる式によって計算すること。ただし、構造耐力上主要な部分のうち模様替を行う柱又ははりについては、当該模様替が行われる前のものとして、同項に掲げる式により、当該模様替が行われる前の当該柱又ははりの断面に生ずる長期の応力度を計算すること。

ハ ロによって計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

2 法第十七条第三項第四号ロ(2)の国土交通省令で定める防火上の基準は、工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災の発生を有効に感知し、かつ、工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に報知することができる装置が設けられていることとする。

(法第十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第三十二条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、計画の認定を受けた計画に係る耐震改修の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請)

第三十三条 耐震関係規定に適合するものとして法第二十二条第二項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号のいずれかに掲げる図書及び当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一 第二十八条第一項の表の(ろ)項に掲げる図書及び次の表に掲げる図書

二 国土交通大臣が定める書類

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
配置図		縮尺及び方位
各階平面図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	擁壁の位置その他安全上適当な措置	
	縮尺及び方位	
	壁及び筋かいの位置及び種類	
基礎伏図		通し柱及び開口部の位置
各階床伏図		縮尺並びに構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の材料の種別及び寸法

小屋伏図
構造詳細図

2 法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物については同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、これをしなければならない。

一 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第十三号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第十三号様式に、それぞれ、第二十八條第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書及び当該建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該建築物が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出すること。

二 別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、国土交通大臣が定める書類及び当該申請に係る建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出すること。

3 所管行政庁は、前二項の規定にかかわらず、規則で、前二項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

(認定通知書の様式)

第三十四條 所管行政庁は、法第二十二條第二項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十四号様式による通知書に前条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(表示等)

第三十五條 法第二十二條第三項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 広告

二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十二條第三項に規定する表示は、別記第十五号様式により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第三十六條 法第二十四條第二項において準用する法第十三條第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十六号様式によるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請)

第三十七條 法第二十五條第二項の認定を受けようとする区分所有建築物については同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第十七号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第十八條第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（同法第十八條第一項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をするものを証する書類）

二 第二十八條第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書

三 当該区分所有建築物が法第二十五條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを所管行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該区分所有建築物が当該基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類

2 所管行政庁は、前項の規定にかかわらず、規則で、前項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない旨を規定することができる。

(認定通知書の様式)

第三十八條 所管行政庁は、法第二十五條第二項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十八号様式による通知書に前条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(身分証明書の様式)

第三十九條 法第二十七條第五項において準用する法第十三條第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間)

第四十條 法第二十八條第一項の国土交通省令で定める期間は、三月とする。

第四十一條 法第二十八條第二項の国土交通省令で定める期間に係る特定優良賃貸住宅の賃貸借の期間

(法第三十四條第一号の国土交通省令で定める金融機関)

第四十二條 法第三十四條第一号の国土交通省令で定める金融機関は、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、組合、信用協同組合連合会、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合並びに水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七條第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会とする。

(債務保証業務規程で定めるべき事項)

第四十三條 法第三十六條第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 被保証人の資格

二 保証の範囲

三 保証の金額の合計額の最高限度

四 一被保証人についての保証の金額の最高限度

五 保証契約の締結及び変更に関する事項

六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項

八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

九 業務の委託に関する事項

(事業計画等の認可の申請)

第四十四条 耐震改修支援センター（以下「センター」という。）は、法第三十七条第一項前段の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表

二 当該事業年度の予定貸借対照表

三 前二号に掲げるもののほか、支援業務に係る収支予算の参考となる書類

(事業計画等の変更の認可の申請)

第四十五条 センターは、法第三十七条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第四十六条 センターは、法第三十七条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

第四十七条 センターは、法第三十八条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 センターは、法第三十八条第一号及び第二号に掲げる業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

第四十八条 法第三十九条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十四条第一号に掲げる債務の保証（以下「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所

二 債務の保証を行った年月日

三 債務の保証の内容

四 その他債務の保証に関し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第四十九条 法第三十九条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

一 債務の保証の申請に係る書類

二 保証契約に係る書類

三 弁済に係る書類

四 求償に係る書類

2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって前項の書類に代えることができる。

3 センターは、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第五十条 法第四十一条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(令附則第二一条第二項の国土交通省令で定める要件)

第二条 令附則第二一条第二項の国土交通省令で定める要件は、同条第一項第二号イからホまでのうち当該建築物が該当する二以上の同号イからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、同号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ、当該二以上の同号イからホまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計以上であることとする。

(準用)

第三条 第五条第一項及び第二項の規定は、法附則第三一条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三一条第二項の規定は法附則第三一条第三項において準用する法第八一条第二項の規定による公表について、第二十二條の規定は法附則第三一条第三項において準用する法第九條の規定による公表について準用する。この場合において、第五条第三項中「別記第一号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」と、第二十一條第一号中「法第八一条第一項」とあるのは「法附則第三一条第三項において準用する法第八一条第一項」と、同号及び同条第二号並びに第二十二條第一号及び第二号中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中「法第七條」とあるのは「法附則第三一条第一項」と、「同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の用途」と読み替えるものとする。

(身分証明書の様式)

第四条 法附則第三一条第三項において準用する法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十二号様式によるものとする。

附 則 (平成九年一月六日建設省令第一六号)

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附 則 (平成一一年四月二六日建設省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一四日建設省令第一一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

附 則 (平成一二年五月三一日建設省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日建設省令第四一號) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年二月二七日国土交通省令第二二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月一〇日国土交通省令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年二月一八日国土交通省令第一一六号)

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二七日国土交通省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日国土交通省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日国土交通省令第九六号) 抄

この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号)

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月二十日)から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月九日国土交通省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年十一月二十五日)から施行する。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合には、第五条第一項(附則第三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が第五条第一項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなす。

附 則 (平成二七年一月二九日国土交通省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日国土交通省令第八六号)

この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日国土交通省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月一四日国土交通省令第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日国土交通省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月二九日国土交通省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この省令による改正後の建築基準法施行規則第三条の二十六第四項(第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項(第四十一条及び第四

十四条において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までにその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

第一号様式(第五条第三項関係) (A4)

(第一面)
耐震診断の結果の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあつては、
その代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第7条の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

この報告書は、建築物ごとに作成して下さい。

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[建築物の名称]	
[用途]	
[地名地番]	
[建築物 (組積造 の塀を除 く。)の場 合]	【階数】 地上 階 地下 階 【延べ面積】 m ² 【建築面積】 m ² 【構造方法】 造 一部 造
[組積造 の塀の場 合]	【長さ】 m 【最高の高さ】 m 【種類】 ☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 補強コンクリートブロック造以外(組積材の種類)
[法第7 条におけ る建築物 の区分]	1 法第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 【区分】 () 【大規模地震が発生した場合の建築物の利用方法】 ()
	2 その敷地が法第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【区分】 () 【都道府県耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 ()
	3 その敷地が法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 【区分】 () 【市町村耐震改修促進計画に記載された道路の名称】 ()

(注意)

1. [建築物の名称] の欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第4条第2号に掲げる組積造の塀(以下単に「組積造の塀」という。)の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、当該塀が附属する建物の名称を記入して下さい。なお、戸建ての住宅又は戸建ての住宅に附属する組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。
2. [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、用途(組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、当該塀が附属する建物の用途)をできるだけ具体的に記入して下さい。

3. [建築物(組積造の塀を除く。)]の場合] の欄は、組積造の塀の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。
 4. [組積造の塀の場合] の欄は、組積造の塀以外の建築物の耐震診断の結果を報告する場合にあっては、記入する必要はありません。
 5. [組積造の塀の場合] の欄の【長さ】及び【最高の高さ】は、前面道路に面する部分について記入して下さい。
 6. [組積造の塀の場合] の欄の【種類】は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「補強コンクリートブロック造以外」の場合にあっては、組積材の種類を併せて記入して下さい。
 7. [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【区分】には、令第2条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。また、同欄の2及び3の【区分】には、令第4条各号のうち該当する号番号を記入して下さい。
 8. [法第7条における建築物の区分] の欄の1の【区分】で「第22号」と記入した場合のみ
[法第7条における建築物の区分] の欄の1の【大規模地震が発生した場合の建築物の利用方法】を記入して下さい。
-

(第三面)

2. 建築等の経過

年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替(以下「建築等」という。)について、古いものから順に、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所() 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が定める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

(第四面)

4. 耐震診断の概要

イ. 耐震診断の実施年月日

年 月 日

ロ. 耐震診断の方法の名称

--

ハ. 実地調査の概要

--

(注意)

実地調査の概要の欄には、当該建築物の構造耐力上主要な部分又は建物に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

ニ. 耐震診断の結果

--

(注意)

耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

(第五面)

ホ. 耐震改修、建替え又は除却の予定

[事業の内容]	耐震改修	・	建替え	・	除却
[着工予定時期]			年		月
[完了予定時期]			年		月
[その他]					

(注意)

1. この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法第9条の規定による公表を希望する場合に記載して下さい。
 2. [事業の内容] 欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んで下さい。
-

第二号様式（第十条第九号関係）（A4）

登録資格者講習修了証明書

（氏 名）

年 月 日生

証 明 書 番 号

第 号

講習修了年月日

年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号の登録資格者講習（
造耐震診断資格者講習）を修了したことを証する。

年 月 日

講習実施機関名

代表者名

印

第三号様式（第二十四条関係）（A7）

（表）

年 月 日交付第 号（ 年 月 日限り有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

（所管行政庁名） 印

（裏）

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第四号様式(第二十七条関係)(A7)

(表)

年 月 日交付第 号(年 月 日限り有効)

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第5項において準用する同法第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第15条 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第五号様式(第二十八条第一項及び第二項関係)(A4)
(第一面)
認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申 請 者 の 住 所 又 は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画について認定を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]			
[建築物の階数]	階		
[延べ面積]	m ²		
[建築面積]	m ²		
[構造方法]	造	一部	造
[用途]			
[工事種別]			

(注意)

1. [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入して下さい。
2. [工事種別] の欄には、「増築」、「改築」、「修繕」若しくは「模様替」又は「敷地の整備」のうち該当するものを記入して下さい。

(第三面)

2. 建築物の耐震改修の事業の内容

[柱、壁等の補強又は増設の概要]
[構造耐力上主要な部分の配置の状況]
[構造耐力上主要な部分が ^{じん} 靱性を持つための方法]
[構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置]
[構造耐力上主要な部分の ^{さび} 錆止め若しくは防 ^{あり} 腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置]
[基礎の状況]
[敷地の整備の状況]
[その他]

(第四面)

3. 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	工 事 費 事 務 費 借 入 金 利 息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借入先) ○ ○ ○	()
	計	

4. 建築物の耐震改修の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

第六号様式(第二十八条第二号、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係) (A4)

木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況

[欠込みの有無]
[筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態]
[継手又は仕口の緊結の状態]
[防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容]

第七号様式(第二十八条第三項関係)(A4)

1. 認定の申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けていることの証明

[建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例(以下「建築基準法令」という。)のうち認定の申請に係る建築物が適合しない規定及び当該規定に係る部分]
--

[建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期]

[建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期における建築基準法令との適合性]

2. 耐震改修の事業の内容が法第十七条第三項第三号に掲げる基準に適合していることの証明

[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]

[建築基準法令に適合しない規定に係る部分が工事後も建築基準法令に適合しないこととなることやむを得ない理由]

第八号様式(第二十八条第四項関係)(A4)

[工事により耐火建築物に係る規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由]
[火災の発生を有効に感知することができる装置の種類及び内容]
[工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に連絡することができる装置の種類及び内容]
[工事の計画に係る建築物を常時管理する者]
[工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所]

第九号様式(第二十八条第五項関係) (A4)

[工事に係る建築物について容積率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項]
[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]
[工事により容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由]

第十号様式(第二十八条第六項関係) (A4)

[工事に係る建築物について建ぺい率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項]
[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]
[工事により建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由]

第十一号様式(第三十条第二項関係)(A4)

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

(所管行政庁名) 印

下記による申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築物の位置
3. 建築物の概要
 - (1) 用途
 - (2) 延べ面積
 - (3) その他の事項

第十二号様式(第三十三条第一項及び第二項第二号関係) (A4)
(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	m ²			
[建築面積]	m ²			
[構造方法]	造 一部 造			
[用途]				

2. 建築等の経過

年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替(以下「建築等」という。)について、古いものから順に、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

第十三号様式(第三十三条第二項第一号関係) (A4)
(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	m ²			
[建築面積]	m ²			
[構造方法]	造		一部	造
[用途]				

2. 建築等の経過

年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替(以下「建築等」という。)について、古いものから順に、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第三面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

第十四号様式(第三十四条第二項関係) (A4)

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

(所管行政庁名) 印

下記による申請書の記載の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築物の位置
- 3. 建築物の概要
 - ①用途
 - ②延べ面積
 - ③その他の事項

第十五号様式(第三十五条第二項関係)



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称

建築物の位置

認定番号

認定年月日

認定者

(注意)

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。
3. 第35条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
4. 基準適合認定建築物が戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。

第十六号様式(第三十六条関係) (A7)

(表)

年 月 日 交付第 号 (年 月 日 限り有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第22条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第十七号様式(第三十七条第一項関係) (A4)

(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者(管理者等)の住所又は主たる
事務所の所在地

申請者(管理者等)の氏名又は名称、
及び法人にあってはその代表者の氏
名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第1項の規定に基づき、区分所有建築物につ
いて耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1. 区分所有建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	m ²			
[建築面積]	m ²			
[構造方法]	造		一部	造
[用途]				

2. 建築等の経過

年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替(以下「建築等」という。)について、古いものから順に、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第三面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

第十八号様式(第三十八条第二項関係) (A4)

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

(所管行政庁名) 印

下記による申請書の記載の区分所有建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 区分所有建築物の位置
- 3. 区分所有建築物の概要
 - ①用途
 - ②延べ面積
 - ③その他の事項

第十九号様式(第三十九条関係) (A7)

(表)

年 月 日交付第		号(年 月 日限り有効)	
職 名	氏 名	生 年 月 日	

建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第5項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第二十号様式(第五十条関係) (A7)

(表)

年 月 日交付第		号(使用期間1年)	
職 名	氏 名	生 年 月 日	

建築物の耐震改修の促進に関する法律第41条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第41条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一号様式(附則第三条関係)(A4)

(第一面)

耐震診断の結果の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)附則第3条第1項の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないで下さい。)

受 付 欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[建築物の名称]				
[地名地番]				
[建築物の階数]	地上	階	地下	階
[延べ面積]	m ²			
[建築面積]	m ²			
[構造方法]	造 一部 造			
[階別用途別床面積]	(用途) (床面積)			
【階別用途別】	階	()	(	m ²)
		()	(	m ²)
	階	()	(	m ²)
		()	(	m ²)
	階	()	(	m ²)
		()	(	m ²)
	階	()	(	m ²)
		()	(	m ²)
	階	()	(	m ²)
		()	(	m ²)
【用途別】		()	(	m ²)
		()	(	m ²)
		()	(	m ²)
[危険物]				
【区分】				
【貯蔵量又は処理量】				
【外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離】				

(第三面)

(注意)

1. 「階別用途別床面積」の欄の【階別用途別】は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第8条第1項各号に掲げる建築物の用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。
 2. 「階別用途別床面積」の欄の【用途別】は、【階別用途別】の用途ごとに床面積の合計を記入して下さい。
 3. 「危険物」の欄の【区分】は、令第7条第2項各号に掲げる危険物の区分のうち、該当するものを記入して下さい。該当する区分が複数あるときは、それらを全て記入して下さい。
 4. 「危険物」の欄の【貯蔵量又は処理量】は、【区分】に記入した危険物の区分ごとに、その貯蔵量又は処理量を記入して下さい。
 5. 「危険物」の欄の【外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離】は、消防法第2条第7項に規定する危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又はマッチの貯蔵場又は処理場であって、川、海その他これらに類するものに接するものにあつては、外壁又はこれに代わる柱の面から川、海その他これらに類するものの反対側の境界線までの距離を記入して下さい。
-

(第四面)

2. 建築等の経過

年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)
年	月	日	概要(	)

(注意)

新築、増築、改築、修繕又は模様替(以下「建築等」という。)について、古いものから順に記入し、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ建築等の概要を記入して下さい。

(第五面)

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]
[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

1. [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載して下さい。
2. [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が定める者であることを証する事項を別紙に記載して添えて下さい。

(第六面)

4. 耐震診断の概要

イ. 耐震診断の実施年月日

年 月 日

ロ. 耐震診断の方法の名称

--

ハ. 実地調査の概要

--

(注意)

実地調査の概要の欄には、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入して下さい。

ニ. 耐震診断の結果

--

(注意)

耐震診断の結果の欄には、耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入して下さい。

(第七面)

ホ. 耐震改修、建替え又は除却の予定

[事業の内容]	耐震改修	・	建替え	・	除却
[着工予定時期]			年		月
[完了予定時期]			年		月
[その他]					

(注意)

1. この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法附則第3条第3項において準用する法第9条の規定による公表を希望する場合に記載して下さい。
 2. [事業の内容] 欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んで下さい。
-

第二十二号様式(附則第四条関係) (A7)

(表)

年 月 日交付第 号(年 月 日限り有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項の規定において準用する法第13条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

第3条 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。

5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。